

も確認するような方向で検討したいと思います。なお、今度入居される方については、今まで書類を整えてもらえばクリアしていたわけですが、連帯保証人の方と直接お話をし、その責務についてご理解いただいた上、入居する方向で検討したいというふうに考えておりますというふうにお答えになっていらっしゃるんですよ。今現在、そうなってますか。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 連帯保証人につきましては、条例に基づきまして、市内に居住し、独立に生計を営み、かつ入居決定者と同程度以上の収入を有する者2名を立ててもらい、入居手続の際は保証人にも同席していただくということで、また保証人については別居している親御さんとかを立てている場合が多いんですけれども、入居中でも保証人が仕事をやめたり亡くなった場合には、速やかに保証人の変更届を提出するように契約時に呼びかけるということと、あと契約だけでもう放っとくということではなくて、定期的に、年1回ですね、最低、その保証人の状況とか、そういうのを聞いている状況でございます。以上です。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 今、参事からありましたように、そういうことを細かくしてもらおうと、まず現年度分での滞納がなくなっていくと。滞納繰越分というのはなかなか回収は難しいですから、まず滞納を起こさせない仕組み、動きを行政としてやっていくということが必要なんだろうなというふうに考えます。そこら辺のことを再度市長から答弁いただいて、質問を終わりたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員からいろいろご指摘、ご提言いただきましたように、おかげさまで市税、あるいは国民健康保険税を初め、非常にいい成績を市民に協力いただいておりますと

いうことから、全体的には非常に滞納の額に対しての、税務課以外の課のほうでもこれをきっちりとしなきゃいけないという、そういう意識が高まっておりまして、ぜひ委員からいろいろご指摘いただいたように頑張っていきたいというふうに思いますし、一番難しい市営住宅については、ひとり暮らしで年金だけで暮らしていらっしゃる方などについて、やっぱり考慮すべき部分があるんですが、その辺も本人からは何とか少しでも払うんだという意識なども高めていただけるような、そんな取り組みを地道に行ってまいりたいというふうに思います。いろいろご教示ありがとうございました。

○五十嵐智洋委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 これで質問を終わります。ありがとうございました。

## 内谷邦彦委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 次に、順位3番、議席番号4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 今まで質問させていただきました件について、再度確認させていただきたく、よろしく願いいたします。また先日、決算資料に関して資料請求させていただいたところ、お忙しいところ丁寧に対応いただきまして、ありがとうございました。

まず、松木厚生参事に伺います。

平成27年6月定例会本会議、一般質問の中で、長井市地域福祉計画が平成27年度から平成31年度の5カ年計画、長井市老人保健福祉計画、第6期介護保険事業計画は、平成27年度から平成29年度の3カ年計画となっております。このように3カ年もしくは5カ年にまたがる計画を実施し、達成させるためには総合計画があり、年度ごとの計画、達成目標を設定し、担当者、

進捗管理者などの責任者を明確にし、進捗管理を行い、おくれていれば次年度に再度計画を見直し、最終年で目標を達成させることが必要と思います。また、いつでも関係者が進捗状況を見えるようにすべきではないですか。いかがでしょうかとの質問に対し、責任者については主管課長であり、個別計画は総合計画に連動して各事務事業を記載した実施計画という形で進捗管理をし、見える形をとっております。第五次の総合計画も現在、事務事業評価について新たなスタイルを検討している状況です。これと連動しまして、情報の発信なり提供のツールを含めて検討していきたいと思っておりますとの回答でした。

個別計画は総合計画に連動して各事務事業を記載した実施計画という形で進捗管理をし、見える形をとっていますということでしたが、どこで見られるのか教えていただけますか。

○五十嵐智洋委員長 松木幸嗣厚生参事。

○松木幸嗣厚生参事 お答えいたします。

実施計画につきましては総合事業の実施のための計画ということで、3カ年計画でありまして、毎年見直し作業を行っております。毎年2月に策定いたしまして、議会に提出するとともに市のホームページ上で公開しております。ホームページ上では、市政情報、総合計画をクリックしていただければ表示になるという形になっております。以上です。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 次に、第五次総合計画も現在、事務事業評価について新しいスタイルを検討している状況です。これと連動しまして、情報の発信なり提供のツールを含めて検討していきたいと思っておりますとのことですが、検討結果を教えてください。

○五十嵐智洋委員長 松木幸嗣厚生参事。

○松木幸嗣厚生参事 委員に答弁いたしました当時、事務事業の手法の検討をいたしまして、26

年度から27年度にかけて、実施事業と連動した形で新たに行政評価という手法を検討していた時期かと思っております。その行政評価を検討する際の課題ということとしては、事務事業につきましては平成16年から実施してきまして、事務量の進捗でありますとか、事務費の執行でありますとかっていうことを中心に評価してきました。その結果、行政のスリム化でありますとか、経費節減ということで一定の効果はあったわけなんですけど、やはり総合計画に定める目標と事業の関係が、どうも不明確でないかというような課題もありましたし、評価の結果と改善の状況というのがわからない状態であったんではないかということが、当時の検討は行政評価調整会議のほうで課題として上げられておりました。

その検討を重ねた結果、今申しあげました新たな行政評価という手法を取り入れました。内容でありますとか活動量につきまして、決算額、またそれに基づく活動実績を比較するとともに、事業の評価を行い、今後の事業の方向性を定める形式として決定したところであります。こちらについては手法は27年度から実際に実施したというところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 各課に計画をとにかくホームページに出すのが最初で、次に進捗状況審議会なり運営会議なり開催しますので、その中での昨年度の状況なり進捗について出てきますので、議事録として公開していきたいとの回答でしたけども、公開されているのでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 松木幸嗣厚生参事。

○松木幸嗣厚生参事 計画につきましては、当時、質問にございました長井市老人保健福祉計画、第6期の介護保険事業計画、これについてはもう公開しておりますし、長井市地域福祉計画、それに連動した形で長井市障がい福祉計画、長井市障がい者福祉計画、それぞれ計画について

は公開しております。

ただ、その議事録となりますと、昨年度長井市高齢者福祉推進会議、昨年8月なり、ことしの3月というふうで開催しておるところであります。また、障害福祉に関しましては、長井市地域自立支援会議ということで、昨年11月なり、ことし3月に2回ほど開催しておりますが、こちらのほうの会議の議事録については大変おたくれておまして、来週頭には公開させていただきたいというふうに思っております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 次に、齋藤総務参事に伺います。

同様に、平成27年6月の定例会議で一般質問の中で、市職員のサービスに関して、最終的にはサービスの受け手である市民の皆様の満足度を向上させるための取り組みが必要との回答で、平成19年からの心の通った市役所改革のため、お客様サービス向上運動、いわゆる3S運動、スマイル、スピード、シンプルとの回答でしたが、これ以外で市民に対してのサービスについてどのように考えているのか。サービスっていうのは、私が考えるところ、人や構造物が発揮する機能で、お客様の事前期待に適合するものをサービスという。つまり、お客様ごとの事前期待をつかみ、それに応えることを基本と思っておりますけれども、市民の事前期待とは何か考えて行っているのか、確認させてください。

○五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。

○齋藤環樹総務参事 初めに、行政サービス、市民サービスの向上運動について、実はかなり前から取り組んでおりますので、その辺のことについてちょっと触れさせていただいて、順次お答えしたいと思います。

行政市民サービスの向上の取り組みにつきましては、私の記憶するところでは昭和63年、国、総務省が始め、国家機関で始めたところですが、さわやか行政サービス運動ということで、接遇

あるいは手続の簡素化といったことを始めまして、長井市においてもそれ以降、順次取り組んでいると、名前は変わりましたが同様なことを実施してきたと。

それで、先ほどご質問にもありましたが、平成19年、こういったことをまず一体的に、体系的に取り組むということで、3S運動ということで、長井市では取り組ませていただいているということで、中身としましては、接遇や窓口対応の改善、情報の共有化による職員のスキルの向上、わかりやすい説明を目指すということで、例えば接遇のハンドブックを作成して配付したり、集中的な接遇研修を実施、あるいは課ごとに毎月重点改善目標を定めまして、それを毎月報告させてチェックしてというようなことも行っていた時期もございます。

今現在につきましては、3S運動の一環といたしまして挨拶運動と、接遇あるいは窓口対応の一丁目一番地と申しますか、原点回帰と申しますか、まずは基本だということで、挨拶の徹底ということで、今現在、具体的には、各課の朝礼時に8つの接遇用語の唱和等を行っているところです。

それで、ご質問の事前期待ということでございますけれども、私が理解するには、いわゆる民間企業における顧客満足の考え方、CSですね。その中の用語の定義で、お客様が商品やサービスを利用する際に持っている期待をいうのだと理解しています。通常は、事前期待に対して事後の実績の評価が大きければ顧客は満足すると言われていたと考えています。具体的な期待の中身、一般的にはサービスのメニューや品質や価格とされているようでございますが、行政サービスについて言えば、基本的には正確性、迅速性、専門性、わかりやすさ、好感度、組織横断的な対応など、主にコストや品質の点で期待されているのかなと考えているところです。

サービスの評価に関して、公共のサービスが民間サービスと違う最大の点は、行政機関には代替制がない、かわりがきかないということで、市場の介在チェックが働かないということだろうと思います。民間企業では、企業戦略として顧客満足度を高めて、いかに顧客を獲得するかに命運がかかっているということです。顧客が気に入らなければ別の商品や店を探すことになりますけれども、市民側の市の施策や職員の対応などの行政サービスに不満があったとしても、基本的には隣町の役所に切りかえるということではできないという状況でございます。

こういった中で、市民満足度を高めていくためにはと、まずは職員一人一人の価値観や判断基準をいわゆるお客様、行政でいえば市民の目線に合わせるよう、あの小池東京都知事ではありませんが、市民ファースト、あるいは市民目線に意識を変えていくこと。次に、こうした理念を職員全体で共有化すること。そしてその上で確固とした行動に起こせる行動理念となる組織風土の醸成が必要であると考えておりました、さまざまな研修、あるいは会議、打ち合わせ、朝礼、そういった場でそういった人材の育成、あるいは組織風土の醸成に努めているというところであると考えているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 ありがとうございます。

それで、その一般企業とは違うのは当然だとは思いますが、市民の皆様が市役所にどういったことを期待なさるのかということに関しては、やっぱりいろいろあるとは思いますが、私が思ったのは、先日、行政視察をしました愛知県大府市では、毎週水曜日は平常業務時間を2時間延長し、PM7時15分までとしておりました。延長施設については、市役所、保健センター、消防本部で行っていると。また、不定期ではありますが、年に6回、ロビーコンサートを行っており、出演者は大府市または愛

知県にゆかりのある方で、昼休み時間30分程度行っていました。土曜日に市役所をあけている自治体もふえてきておりますけれども、サービスといたら、逆にこのようなことではないかというふうに考えます。コンサートは無理でも、時間延長や休日の開庁は可能ではないですかと。週1回でも7時15分まで業務時間が延びれば、昼、都合のつかない方でも夕方であれば来ることができるのではないのでしょうか。このように、他市町に倣うことも必要だと思うんですけども、総務参事はどのようにお考えでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。

○齋藤環樹総務参事 過去においても、例えば市民課窓口については今、月曜日若干時間を延長して対応しておりますけれども、過去においてもいろんな先ほど申し上げましたような行政サービスの向上運動で、いろいろそういった情報もありますし、検討した経過もございます。やっぱり一番あれになるのがどれほどのお客様が来られて、費用対効果がどうだとか、いろんなことを検討して、今現在のところ、長井市では実施に至っていないということではございますが、本当に有効であるというようなことがあるとすれば、今後検討する余地もあるのではないかなと考えているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 その、前にやられたというのはいつごろ、どういった形でやられたのか、教えていただけますでしょうか、その時間延長なりなんなりということに関して。

○五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。

○齋藤環樹総務参事 市民課の窓口時間の延長は、今現在、毎週月曜日、6時まで延長しております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 市民課だけであって、ほかの課はやられてないという状況なんですか。

- 五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。
- 齋藤環樹総務参事 私の理解では、今のところ市民課ということでございます。
- 五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。
- 4番 内谷邦彦委員 過去にやられた経緯っていうのはどういった経緯があったのか、お聞かせいただきたいんですが。
- 五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。
- 齋藤環樹総務参事 過去に実施したという意味じゃなくて、いろいろ検討はしたという私の回答の意図でございました。
- 五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。
- 4番 内谷邦彦委員 検討した結果、やられなかったという形であれば、その検討した結果、やられなかった理由というのは何なのか、もしわかればお聞かせいただきたいんですが。
- 五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。
- 齋藤環樹総務参事 先ほど申し上げましたように、実際どれだけのお客様が来られるのか、それに係るコストですね、人件費とか、そういったところで比較考量をしたりして、現実的には踏み切れていないということだったので、今現在は市民課の月曜日の窓口の6時までの開庁ということだけを実施していると、状況はそういうことでございます。
- 五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。
- 4番 内谷邦彦委員 あと、そのコストの件について、市町村の事務については選択の余地がなく、全て実施しなければならないが、最小の経費で最大の効果を上げることを地方公共団体の責務としている。ただし、コストの捉え方、概念には、単に費用面でなく、例えば時間、サービスの質など多様な切り口がある。事務事業評価調整会議を設置し、事務事業の総合評価を実施します。その中で、効率性の視点も設けているということですが、評価結果について教えてください。
- 五十嵐智洋委員長 齋藤環樹総務参事。

○齋藤環樹総務参事 お答えする最初に、若干経過も踏まえてお話したほうがいろいろわかりやすいかと思っておりますので、ちょっとそれを含めてお話をさせていただきたいと思っております。

事業の評価につきましては、今の五次総の前の第四次総合計画が開始されました平成16年度から事務事業評価を毎年度実施して、事務改善に努めてきておりますと。それで、五次総は、平成26年度から開始したわけですが、その五次総においても新たな事業体系に基づきPDCAサイクルを構築して、その中で毎年度、事業の進捗等を把握し、事業の改善や予算編成の行財政運営に反映させるものとして行政評価を位置づけております。

それで、平成26年度事業を対象とする行政評価、これが直近の行政評価でございますが、それまでは事務事業のレベル、これ予算書でいうと説明書の決算書ありますけれども、事業別予算編成しておりますので300何本あると思っておりますが、それまではその事務事業レベルが対象だったものを直近の評価からは政策、これ五次総の基本計画でいいますと、個別の政策23本ございました、26年度では。それから、施策、基本計画の主要事業51本、それから事業、それが実施計画の362本というこの3つのレベル、政策、施策、事業と、ピラミッド構造になっているところ、この3つのレベルで評価できるようにしたというところでございます、なぜそうしたかといいますと、従来の事務事業だけを対象とする方法では施策で全体を見通した改善ができないということで、事務事業より一つ上位のレベルの視点として施策レベル、主要事業51本を対象とした評価を行ったものでございます。このことによって目的といたしましては、施策全体の視点から事務事業のバランス、重点化、縮小化する事業の選択など妥当性、事務事業の妥当性をも検証することができるということでございます。

それで、26年度、直近の行政評価につきましては、昨年の8月から2カ月をかけて1次評価、2次評価を実施いたしました。1次評価については、事業の所管課がまず評価を実施したと。

1次評価の基準でございますが、主要事業については成果指標の達成度、事業の進捗や改善結果等の視点から判断。そして事務事業、その下のレベルの事務事業については活動指標の実績、妥当性、有効性、効率性などの視点から判断をしております。このうちコストにつきましては、効率性の項目において、成果を下げずに事業費や人件費、業務時間等を削減できたか、または事業費等コストを維持したままで活動量や成果を向上させることができたかというような視点で事業のプロセスを評価し、項目は3つございますが、向上、維持、低下といった項目から選択する方式で実施したところでございます。

2次評価につきましては、副市長を委員長とする行政評価調整会議で1次評価の結果をもとに、施策全体の視点から51本の主要事業ごとの今後の方向性等について議論し、判断したところでございます。

委員お尋ねの結果なんですけれども、結果につきましては、長井市振興審議会の委員から意見を伺った後に、昨年11月9日に市のホームページで公表しております。ホームページには、1次評価、2次評価の結果の概要、それから結果の一覧を掲載してございます。2次評価の結果では、今後の方向性として拡充、重点化が10事業、継続、現状維持が39事業、見直し、改善が2つの事業となっております。今年度は、平成27年度事業に係る行政評価を実施しております。評価結果につきましては昨年度と同様に11月ごろの公表を予定しております。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 ありがとうございます。

次に、その28年の3月の定例会本会議で一般質問しましたレインボープランに関して確認させていただきます。

谷澤秀一産業参事に伺いたい。

発酵促進剤に関して、新たな菌を購入して発酵させてはどうかとの質問に対して、経費の面やその効果が得られるかは疑問視される部分もあり、行ってないとのことでしたが、何が疑問視として上げられるのか、疑問視があった場合、その疑問を解決する手だては行ったのか、教えていただけますか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 お答えします。

レインボープランの理念は地域循環ということでありまして、台所から出た生ごみを堆肥化して土に戻して、そして疲弊した土を元気にして、そこで作物をつくって、また台所に循環するということです。この理念を尊重していますので、地域外の菌を使用して発酵させるという考え方はその理念から外れてしまうということ、コンポストセンター内でほかの菌を入れるということはないというふうに考えております。

推進協議会のほうにも確認いたしました。これまでほかの菌を入れていないということで、疑問視されるようなことはないというふうなことでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 その土着菌ってどこから持ってきてるんですか。培養とか何もしないで、単にそこに入れると土着菌に感染するというか、そういう形であるという形なんでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 地元でできる菌ということで、推進協議会のほうとも話をしておりますが、土着菌のその考え方としまして、その土地に昔からあって、その地域環境に強く、しかも特定なものではなくて、多様な土着菌、これが大切であるというふうなことを伺ってきております。

採取する場所であるとか、あるいは季節によっても性格が少しずつ異なってくるということで、その活用には専門的な観察眼とか技術が必要であるというふうなことを伺ってきております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 その土着菌なんですけども、その土着菌って調べられたことってあるんですか。その土着菌を調べられた、要するにいろんな土着菌があるといった場合に、いいものもあれば悪いものも当然あると思うんですが、いいものだけを集めてやられてるという考え方なんでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 正確に土着菌を調べたというふうな経過はなく、調査データというものはございません。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 ちょっと解せないんですよ。土着菌がいい、土着菌がいいと言いながら、その土着菌の氏素性はわからないんですよ。そのいいという判断される根拠がデータも何もない。ただその土地にある菌を使ってるから地域循環としてやれますという考え、言い方なんですけど、じゃあその菌が本当にいい菌なのか、悪い菌なのか、誰が判断なされるんですか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 これまでのその実施してきた事業の中で、成分の分析などは行っておりますので、そこでいいというふうに判断してきたものと思います。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 じゃあ堆肥の成分をはかってらっしゃるだけですよ。要するにその最終的にできたものをはかって、その前のやつがいいという考え方でやってるという考え方でよろしいですか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 これまでのその成分、それで実際に化学肥料であるとか、そういったものと比較をしてきて、それでそのコンポストを使っているということだと思っております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 土着菌にこだわる理由が全然私わからないんですよ。逆に言うと、その堆肥を買われてる方は、逆にその土着菌であることまで理解していいと思って買ってらっしゃるのか、ただ生ごみを堆肥化して、それで市内循環をしてやって、それで要するにいいと考えてらっしゃるのかっていうことは、どういうふうに考えられますか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 先ほど申し上げましたが、土着菌のその詳細なデータまでは拾っておりません。ただ、このレインボープランをスタートするとき、地域内循環であるという考え方、そして市民の皆さんでつくり上げてきたということで、その考え方を大切にして、この土着菌にこだわるというふうなことを伺っております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 その土着菌にこだわるマイナスの面って考えてらっしゃるんですか。

それで、一方、EM菌ってありますよね。EM菌というのは基本的に安全な微生物のみを選抜して、外部の実験室において定期的に菌数調整や病原菌の検査を行って、各検査、要するに検査や審査を受けて認証されてるもの、要するに企業でいうとミルシート、要するにものが追える、どこでどういうふうにしてつくられたものなのかというふうな、追えるようなものなんですけど、土着菌って全然追えないですよ。トレーサビリティ、全然できないですよ。基本的には、その辺にある菌ですって言われちゃうと。その菌の有効性って言われちゃうと。その辺はどういうふうな。答えようがないと思うんで、この辺でやめますけど、ただ、そのの

辺はやっぱりちょっと問題的には厳しいのかなと。

あと、回答の中で、長年使用していただいている使用者は、現在の堆肥の成分割合に慣れており、作物によってどの程度化学肥料を補充すればいいかということが習慣づいておりという回答でした。有機農業っていうのは化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本とすると思うんですけども、そのレインボーの野菜をつくってらっしゃるっていうのは有機農業ではないということなんですか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 レインボープランの農業イコール有機農業というものではございません。有機農業というのは、有機農業の推進に関する法律というところで定義されておりまして、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、そして遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業というふうに定義されております。

一方、レインボープランのほうでは、認証作物ということでやっておりますが、これは2つのタイプがありまして、その2つとも必ずコンポストセンターでできた堆肥を規定量投入していただくと。そして一つのほうは特裁準用型というのですが、これは化学肥料や農薬を慣行栽培基準の有効成分回数 $\frac{2}{1}$ 以下にすることというふうな規定がございます。

もう一つのほうは普及促進型というもので、これは化学肥料や農薬の使用についての特に定めはないというふうなことがございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 逆に言うと、そのレインボープランでつくられた野菜に関して、その普及型っていうのは印は何かあるんですか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 どちらもシールがありまして、特裁準用型は認証、白いパックのシールです。それから、普及型のほうはパックが緑色になって、そういうシールが張られております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 それでわかりますっていう話なんですよ。こんなんでしょ。こんな大きいんですか、シールは。どのぐらいの大きさなんですか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 おおよそ3センチぐらいの直径の丸いやつであります。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 あと、その普及型と特裁型と、値段っていうのは変わるんですか。要するに、野菜、いつも谷澤産業参事、安心・安全って言われるじゃないですか。確かに特裁型は安心・安全かもしれないですけどね、その環境保全ということで $\frac{2}{1}$ と規定してますよ。ただ、普及型でいうと、これ規定ないですよ。その中で、安全・安心というふうなものをどうやって確定なさるのですか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 まず、値段の差はないかということですが、そこは生産者の方がみずから値段をおつけになっております。

それから、消費者の方もそれを選んで買われますので、そこに安心・安全という概念、消費者の方が選ぶというふうなことだと思っております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 先ほどその安全・安心というのがどうやって確定なさるのかを、あるのかどうか、その普及型に関していうと。これはレインボー、要するにコンポストの堆肥を使われた方、ある程度の堆肥を使われました、ただし化学肥料ないしはそういったものは慣行の $\frac{2}{1}$ の対象にはなりませんということであれ

ば、どこでその安全・安心というものを担保するのか。逆に言うと、レインボーの野菜は安全・安心ですっていうふうなことで、普及型と特裁型あります。特裁型は2分の1のCOで抑えています。普及型は一切それはフリーですといったときに、その区分けはどこでなされるのか。レインボープランの野菜という区分けじゃなくて、特裁型と普及型と2種類あるじゃないですかっていうことになりますよね。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 これは繰り返しになりますが、安全・安心、そのことについては消費者の方が選ばれるというふうなこと。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 消費者が選ぶのは、安全・安心というふうなうたい文句があるから消費者は選ぶんですよ。消費者が安全・安心とって買ってるわけじゃないんですよ。その作物がここでとれましたから安全・安心ですって言うてるのを信用して買ってるんですよ。それは消費者が安全・安心って決めてるんじゃないですよ。その野菜をつくられてる方であったり、販売してる方であったり、そういった方がこの野菜は安全・安心な野菜です、この地域でとれた野菜です、化学的にも魅力がありますとってやられてるのがレインボー野菜じゃないんですか。

そういった中で、消費者が安全・安心って決めてるわけじゃないですよ。販売する方、つくられてる方が、こうだから、安全・安心だから買ってくださっていうことを言っているながら、実際は普及型とレベル差が違うんです。じゃあ普及型はどうやって安全・安心を担保するんですかという形になったときに、やっぱりそこは問題。もしその普及型であれば、逆にその土地という部分、レインボー認証野菜を生産する農家というのは土壌診断とか培養液分析において窒素、リン酸、カリ、石灰、pHなどのそ

の基準はあるんですか。それともそういったとり方をしながら、そのレインボーの認証野菜というものを決めてらっしゃるんですか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 コンポストの投入量というふうなことで、作物によってその基準が定まっております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 じゃあその生産している農家の方の土地の診断は一切なされてないということではよろしいのでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 そこまでは行っておりません。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 そうすると、実際その本当に安全・安心というものが担保できてるかどうかっていうのは、非常にレインボーの野菜に関していうと、やっぱり不安じゃないですか。今まで、逆に言うと、こんなことはないと思うんですけども、いろんなものを使われた方が、今度レインボーの普及型で、要するに堆肥をこれだけ入れればレインボー野菜として売れるんだっていった場合に、それ安全・安心というのは担保できないですね。その前にいろんなものを使ってたとしたら、そこで土壌診断なりなんかをやって、じゃあおたくの土地は安心ですねと、そこでつくった野菜に関しては認証しましょう。ただ堆肥使うだけで認証するという形なのか、それが本当にいいのかわかっていうのはどういうふうに考えられますか。

○五十嵐智洋委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 これまでの経過の中で、レインボープランの推進協議会のほうでの定めということになってますので、今後その点においてこちらも協議をしていきたいというふうに思います。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 では、その協議のほうをよろしく願いいたします。

あと、農林課の遠藤課長に伺いたいんですが、平成26年3月の質問で、レインボープランにおける近年のごみの収集量は年々減少している一方で、可燃物のごみの量を見るとふえている状況で、人口の減少により生ごみの量は減っているのは仕方がないが、可燃ごみがふえているというのは、生ごみが可燃ごみに流れ、市民の意識として生ごみの分別が減っているのではという懸念があるとのことで、平成28年3月議会で対策を打っているのかとの質問で、対策はとっていない、ごみを収集するほうの市民課と農林課と、レインボープラン推進協議会で早速協議の場を設け、対応したいというふうなお話でした。その協議会というのを開かれて、どのような対策をとったのかお伺いしたいんですが。

○五十嵐智洋委員長 遠藤敏広農林課長。

○遠藤敏広農林課長 お答え申し上げます。

コンポストセンターの老朽化が進んでおりますことから、8月2日に庁内におきまして今後どのように運営していくべきかというレインボープランの関係者を含めて協議していこうというふうなことで、まず関係各課であります地域づくり推進課、公共施設整備課、市民課とともに農林課で打ち合わせを実施してきたところでございました。

それで、ただ、その話をしているところで、平成27年度に国土交通省の調査事業といたしまして、長井市のほうで取り組みましたまち・住まい・交通の創蓄省エネルギー化モデル事業というふうなことがございまして、これをこれからどういうふうに生かしていくかというふうなことが今のところまだ定まっていない中で、コンポストセンターのみをどういうふうに進めていくかというふうな話は、今のところ難しいのではないかというふうなことになりました。今年度ですが、コンポストセンターの運営問題全体

の中で、生ごみ収集を議論するつもりでございましたけども、そのことが今年度難しくなったことから、生ごみ収集の課題に関しましては、庁内関係各課とレインボープランの推進協議会でその問題にだけ対応した形で、至急議会終了後に日程を決めて対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 ぜひよろしく願いいたします。

あと、平成27年度決算資料のほうで、コンポストセンター運営事業について、修繕費用の中にフォークリフトの修繕費用が18万8,139円、平成26年度でも15万9,560円発生しています。フォークリフトって何台あるんでしょうか。1台であれば毎年発生するのはなぜか、使い方に問題があるのではないかと。また、ホイールローダー修繕費用34万8,000円は、平成26年度にも39万3,733円発生しています。設備が古いからと言われるかもしれませんが、その平成26年度の修繕箇所と、27年度の修繕箇所は全く違う部分なのか。電気設備も9万5,169円、平成26年度では15万3,630円、軽トラの修繕で18万2,770円、平成26年度では27万5,929円、修繕内容まで本当に確認されているのかどうかと、その設備保全という言葉ってご存じですかという話になるんですけど、いかがでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 遠藤敏広農林課長。

○遠藤敏広農林課長 お答え申し上げます。

まず、フォークリフトは何台あるのか、毎年修繕費用が発生するのかということですが、コンポストセンターにあるフォークリフトは1台でございまして、フォークリフトなどの産業車両は労働安全衛生法によりまして、1年に1回、特定自主検査の実施が義務づけられております。フォークリフトは平成8年9月の登録からことしで20年目を迎えておりまして、老朽化による不具合の箇所の修繕や、定期的な

部品交換などのメンテナンスを実施しているところでございます。

費用といたしまして、平成26年度は特定自主検査時の検査料4万円のほか、エンジンオイルほか各部のオイル交換、オイルエレメント交換等を実施しまして7万4,964円。後日、ラジエーターの修繕といたしまして8万4,596円を合わせて15万9,560円でございます。

平成27年度は、特定自主検査時に同様のメンテナンスのほか、ブレーキのオーバーホールやバッテリー交換を実施したため費用が増加して、18万8,139円となったところでございます。フォークリフトの減価償却資産の耐用年数は4年となっておりますけれども、メンテナンスをしっかりと実施しております、何とか現在でも使用しているというふうに考えておまして、修繕費用もかさんでおりますので更新が必要な時期に来ているのかなというふうには思っているところでございます。

次に、ホイールローダーの修繕箇所は26年度と27年度で全く違う箇所なのかというふうなことでございますが、ホイールローダーにつきましてもフォークリフトと同様、年1回の特定自主検査が義務づけられております。こちらは検査料は2万円でございますが、現在使用しているホイールローダーは1台でございまして、こちらのほうは平成18年の7月、更新いたしました。こととして10年目を迎えております。同じく老朽化による不具合箇所の修繕や、定期的な部品交換などのメンテナンスを実施しております。平成26年度でございますが、大きな修繕といたしまして、リフトシリンダー油圧ホース亀裂のため4本交換したほか、バッテリー交換、あとはバケットに穴があいたために溶接修理等を行ったところでございます。27年度は、ラジエーター交換とともにバケットの同じようにさび穴修理も実施したところでございます。

ホイールローダーのほうは、耐用年数は8年と

いうふうに思われますけれども、休日を除きまして、ほぼ毎日堆肥を切り返す作業でございますので、特にバケット部分のほうは限界を超えているのかなというふうには思っているところでございます。こちらはこの部分を取りかえるか、場合によっては全体の更新が必要かなというふうに思っているところでございます。

あと、電気設備、軽トラックについては修繕内容まで確認しているのか、設備保全の考え方をなされているのかということでございますが、電気設備につきましては、平成26年度は一次発酵槽の脱臭ファンのモーターの取りかえ、あとプラント内の水銀灯のランプ交換、あと10カ所の蛍光管の取りかえでありまして、平成27年度には事務室のエアコンの修繕、あと2次発酵後の古いトロンメルスクリーンって呼ばれるところでございますが、これを動かす操作基盤の交換、あとプラント内の水銀灯のランプ交換でございます。

軽トラックにつきましては平成9年4月登録のものでございまして、こちらもこととして20年目というふうなことで、26年度にはボディーの全面塗装、ガラス修理。あと27年度は2年に1回の車検、あとはブレーキホースの交換、フレームの穴の修理などでございます。電気設備、軽トラックにつきましても、現地でものど状態を確認した上で、交換や修理等、必要と判断した場合は業者から見積もりを徴収して予算を確認の上、発注しております。交換、修繕状況を確認の上、請求書に基づき支払いを行っているところでございます。

設備や機械の使用等につきましても、老朽化したものだからこそ現場で丁寧に扱って作業しております。全体として対応年数を大きく超えたものを使用しておりますので、摩耗品の交換だったり、あとは修繕費がかさむのは何とぞご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 それで、そのフォークリフトの修繕費用であれば特定検査費用って上げちゃったほうがいいんじゃないですか。そんな修繕費用ってなると、やっぱりちょっと違うんですよね。特定検査費用ってなれば当然、ああ、検査してるんだなって考え方になると思うんですけど、ただの単なる修繕費用となると、何で毎年毎年、発生するんだっていうことになっちゃうと思うんで、その辺は今後ちょっと検討していただきたいと思います。

次に、そのコンポストの運転業務委託料に関してなんですけども、1,671万1,920円、平成26年度が1,570万8,879円、6.4%上昇してます。なぜ上がってるのか。同じNPO法人さわやかサービスに委託している置賜生涯学習プラザでの昨年の委託費用、差額内容を確認しましたら、職員の定期昇給、職員の時間外まで計上しておりました。この状況で考えると、同様なのでしょうかということ。毎年、委託料は職員の昇給分は最低上がっていくことにはなりますが、いかがでしょうか。私はそのNPO法人との契約に関してはよく理解できてないので教えていただきたいのですが、このように職員の定時昇給まで費用を請求できるとした場合、本気になって業務改善を行い、費用削減はできるのでしょうか。

私が一般企業に勤めていた際は、半年に1度、期待値として原価改善のテーマを設けて得意先の力をかりて計画を立て、達成のために知恵を絞り、改善結果によってコストダウンを行うことが常となっております。一般企業では通常、設計変更、または材料のコスト上昇などがない場合、売価は下がることはあっても上がることは通常あり得ません。委託料に定期昇給を含むことが理解できないのですが、いかがでしょうか、教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○五十嵐智洋委員長 遠藤敏広農林課長。

○遠藤敏広農林課長 お答え申し上げます。

委託料の件でございますが、もみ殻収集運搬のほうは、2トンダンプとホイールローダーを使用して各農家を回ってもみ殻を回収する業務でございますが、こちらは27年度にホイールローダー運転手の標準単価が上昇したために委託料が増額したものでございます。

また、コンポストセンターの業務委託料のほうでございますが、こちらにつきましては委託料の内容は、委員おっしゃるとおり、ほぼ人件費でございますが、3名の職員分と臨時雇用分となっております。このうち3名の職員人件費について、給与増額の方を見込んだために委託料が増額となったものでございます。

現在のコンポストセンターは平成9年に稼働開始以来、20年目を迎えておりますが、この老朽化の著しい機械施設における突発的な不具合、故障に対しましては、どこが故障したかというのを大体のところを、施設全体を把握しておりますので、受託者職員の経験と技術、あと対処の能力がなくてはならないものだというふうにご考えておるところでございます。この業務につきましては、17年度まで長井市の事務管理公社が管理運営しておりましたけども、その長井市事務管理公社は17年度をもって解散いたしました。長井市では、そのコンポストセンターで働いていた事務管理公社の職員の方3名を引き続き雇用しながらコンポストセンターの業務を受託していただけたところを探しまして、平成18年度から現在まで随意契約によりまして同じNPO法人に委託しているところでございます。

平成18年度、最初に業務委託するに当たりましては、人件費分の限られた委託料でコンポストセンターで働く職員の労務管理をしっかりできるところというふうなことで、この人件費分の委託料でやっとなし出して何とか業務委託を引き受けていただいた経過があるようでござい

ます。このような経過もあり、現在に至っているわけでございますけども、先ほど申し上げましたとおり、施設が古くなっておりますので、受託者職員の経験、技術、対処能力がなくてはなかなか難しいところがあるわけでございます。このような経過もありまして、委託料の算定におきましては受託者側の意見もお聞きしながら委託料をお支払いしておりますので、何とかご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 そのいろいろ事情はあるとは思いますが、同じ作業を続けてるのであれば、常に原価低減というものを掲げないと、要するに最初から自分たちの給料が毎年上がるんだというふうな考え方を持たれると、当然原価なんて下げようなんていうのは絶対思わないと思いますので、その辺はやっぱりその委託業者のほうに申し入れをしながら進めていただければありがたいなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

## 散 会

○五十嵐智洋委員長 本日は、これをもって散会いたします。

再開は20日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時37分 散会